

平成27年度第1回陸前高田市都市計画審議会

陸前高田都市計画一団地の津波防災拠点市街地形成施設（高田南地区）の変更及び
陸前高田都市計画用途地域の変更（高田地区高台2）の案に関する意見書について

受付日	意見書の要旨	市の見解
H27. 4. 7	<p>自身が所有している土地の面積は、高田地区被災市街地復興土地地区画整理事業による減歩を受け、210㎡にしかならなくなる。</p> <p>現在は一関市在住であるが、故郷である陸前高田市に戻り、家を建てたいと願っているため、せめて100坪の土地を受け取りたい。</p>	<p>本意見は、高田地区被災市街地復興土地地区画整理事業に対する意見であり、今回の都市計画の変更に対する意見ではないと考えます。</p> <p>なお、換地後の地積が100坪を下回る場合は、減歩緩和の申出を受けることにより、100坪を上限とした換地を行うことができることとしております。（ただし、その場合は清算金が伴います。）</p>